委　託　契　約　書　（案）

茨城県（以下「甲」という。）と＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊（以下「乙」という。）とは、2026 年度茨城県ＧＸ産業創造促進事業について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託事業）

第１条　甲は、次の事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(1) 委託事業名　2026 年度茨城県ＧＸ産業創造促進事業

(2) 委託事業の内容　別紙委託仕様書のとおり

(3) 履行期間　委託契約締結の日から令和９（2027）年３月 12 日まで

（委託事業の実施）

第２条　乙は、委託事業の実施にあたっては、委託事業を委託仕様書に従って実施し、前条第３号に規定する履行期間内に完了しなければならない。委託仕様書が変更された場合も同様とする。

２　前項のほか、乙は、委託事業の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託費）

第３条　甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として金＊＊，＊＊＊，＊＊＊円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額＊，＊＊＊，＊＊＊円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（委託費の支払）

第４条　甲は、前条に規定する委託費を、委託事業が終了し、第８条の規定による適合の通知をした後、乙からの適正な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、委託事業の円滑な実施のため必要があると認めるときは、委託費の 90 パーセント以内の額を概算払することができる。

３　乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第１号）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第５条　契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、茨城県財務規則第 138 条第２項の各号のいずれかに該当する場合は、全額又は一部を免除する。

２　契約保証金は、契約履行後直ちに還付する。

（再委託の制限）

第６条　乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

２　乙は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。

３　乙は、再委託先の履行について甲に帰すべき事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

（実績報告）

第７条　乙は、委託事業が終了したときは、委託仕様書に基づく成果品及び委託事業実績報告書（様式第２号）を、委託事業終了の日から起算して 30 日以内又は令和９（2026）年３月 12 日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第４条第２項の規定による概算払を受けたときは、委託事業実績報告書に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式）（平成５年茨城県告示第 404 号）様式第 102 号）を添付するものとする。

（検査及び委託費の確定）

第８条　甲は、前条の規定により、乙から委託事業実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

２　甲は、前項の検査の結果、合格と認めた場合は、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

（過払金の返還）

第９条　乙は、既に支払を受けた委託費が前条の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

（委託事業の中止等）

第 10 条　乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

２　甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

３　前項の規定により契約を解除したときは、第４条第１項及び第７条から第９条までの規定に準じて精算するものとする。

（委託事業の変更）

第 11 条　甲は、必要があると認めるときは、委託事業の内容を変更し、又は委託事業の遂行を一時中止させることができる。この場合において、委託費、実施期間そ

の他この契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2　乙は、前条第１項に規定する場合を除き、委託仕様書に記載された委託事業の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

（契約の解除等）

第 12 条　甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更することができる。

2　前項の規定により契約が解除された場合において、甲が損害を受けたときは、乙は、その損害を賠償しなければならないものとし、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（委託事業の報告等）

第 13 条　甲は、必要があると認めるときは、乙から委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

（損害のために生じた経費の負担）

第 14 条　乙は、委託事業の実施に関して生じた損害（甲又は第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する事由による損害のために生じた経費は、甲が負担するものとし、その負担額は、甲乙協議して定めるものとする。

（著作権）

第 15 条　乙がこの委託事業の実施により取得した著作権等一切の権利は、甲に帰属するものとする。

（秘密の保持）

第 16 条　乙は、委託事業の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第 17 条　乙は、委託事業を実施するために個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

（帳簿等）

第 18 条　乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

２　乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から５年間保存するものとする。

（成果物の保証）

第 19 条　成果物引き渡し後、１年以内に委託仕様書と異なる疑義の箇所が発見されたときは、甲及び乙は、その原因について協議を行う。

２　前項の協議の結果、当該個所が乙の責に帰すべき契約不適合と認定された場合には、乙は乙の負担にて補修を行うものとする。

（疑義の処理）

第 20 条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和８（2026）年　月　日

甲　　茨城県水戸市笠原町９７８番６
茨城県知事　　大井川　和彦

乙　　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

（別　記）

特　約　事　項

1　受託者の責務

委託事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2　個人情報の収集の制限

委託事務を処理するために個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3　個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4　不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、委託事業が完了し、甲から指示を受けたときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。また、廃棄した旨を甲に対し書面で報告すること。

5　個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事務を処理するため収集・作成した個人情報は、委託事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6　個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7　個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

8　返還義務

委託事務を処理するため甲から引き渡された資料等のうち甲の指定するものは、委託事業終了後、速やかに甲に返還しなければならない。

（様式第１号）

年　　月　　日

茨城県知事　　大井川　和彦　殿

住所
商号または名称
代表者名　　印

概算払請求書

2026 年度茨城県ＧＸ産業創造促進事業委託契約書第４条第３項の規定に基づき、下記のとおり委託費の概算払を請求いたします。

記

１　概算払を要する理由

２　概算払請求額　　金　　円也

(請求額算定表)

区　　分	金　　額
契　　約　　額	円
概算払受領済額	円
今 回 請 求 額	円
残　　額	円

３　請求額の受領方法　　口座振替払

振替口座	振込先金融機関名	銀行　　支店
	預金種別	普通・当座・その他
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

（様式第２号）

年　　月　　日

茨城県知事　　大井川　和彦　殿

住所
商号または名称
代表者名　　印

委託事業実績報告書

　　年　　月　　日付けで受託した標記事業が終了しましたので、2026 年度茨城県ＧＸ産業創造促進事業委託契約書第７条の規定により下記のとおり報告いたします。

記

１　委託業務の名称
　　2026 年度茨城県ＧＸ産業創造促進事業

２　成果品